

旧条文(令和6年版)							新条文(令和7年版)							改定理由	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)	新条文	
1	1	1	1	2	1	2.共通仕様書の適用	1	1	1	1	2	1	2.共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領(以下「事務処理要領」という。))」、港湾工事にあつては「請負工事監督・検査事務処理要領」(以下「事務処理要領」という。))に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあつては、予算決算及び会計令(令和5年6月改正 政令第222号)(以下「予決令」という。))第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合
							1	1	1	5	0	1	1-1-1-5	ウィークリースタンス	条文の追加
							1	1	1	5	1	1		監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。	条文の追加
							1	1	1	5	1	2		ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。	条文の追加
1	1	1	5	0	1	1-1-1-5	1	1	1	6	0	1	1-1-1-6	施工計画書	条文追加による番号の修正
1	1	1	6	0	1	1-1-1-6	1	1	1	7	0	1	1-1-1-7	コリンズ(CORINS)への登録	条文追加による番号の修正
1	1	1	7	0	1	1-1-1-7	1	1	1	8	0	1	1-1-1-8	監督職員	条文追加による番号の修正
1	1	1	8	0	1	1-1-1-8	1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	工事用地等の使用	条文追加による番号の修正
1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	工事着手	条文追加による番号の修正
1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	1	1	1	11	0	1	1-1-1-11	工事の下請負	条文追加による番号の修正
1	1	1	11	0	1	1-1-1-11	1	1	1	12	0	1	1-1-1-12	施工体制台帳	条文追加による番号の修正
1	1	1	12	0	1	1-1-1-12	1	1	1	13	0	1	1-1-1-13	受発注者間の情報共有	条文追加による番号の修正
1	1	1	13	0	1	1-1-1-13	1	1	1	14	0	1	1-1-1-14	受注者相互の協力	条文追加による番号の修正
1	1	1	14	0	1	1-1-1-14	1	1	1	15	0	1	1-1-1-15	調査・試験に対する協力	条文追加による番号の修正
1	1	1	14	5	3	(2)	1	1	1	15	5	3	(2)	第1編1-1-1-6に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。	誤記修正
1	1	1	15	0	1	1-1-1-15	1	1	1	16	0	1	1-1-1-16	工事の一時中止	条文追加による番号の修正
1	1	1	15	1	2		1	1	1	16	1	2		なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-43臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	誤記修正
1	1	1	16	0	1	1-1-1-16	1	1	1	17	0	1	1-1-1-17	設計図書の変更	条文追加による番号の修正
1	1	1	17	0	1	1-1-1-17	1	1	1	18	0	1	1-1-1-18	工期変更	条文追加による番号の修正
1	1	1	18	0	1	1-1-1-18	1	1	1	19	0	1	1-1-1-19	支給材料及び貸与品	条文追加による番号の修正
1	1	1	19	0	1	1-1-1-19	1	1	1	20	0	1	1-1-1-20	工事現場発生品	条文追加による番号の修正
1	1	1	20	0	1	1-1-1-20	1	1	1	21	0	1	1-1-1-21	建設副産物	条文追加による番号の修正
1	1	1	21	0	1	1-1-1-21	1	1	1	22	0	1	1-1-1-22	工事完成図	条文追加による番号の修正
1	1	1	22	0	1	1-1-1-22	1	1	1	23	0	1	1-1-1-23	工事完成検査	条文追加による番号の修正
1	1	1	23	0	1	1-1-1-23	1	1	1	24	0	1	1-1-1-24	既済部分検査等	条文追加による番号の修正
1	1	1	23	5	1	5.適用規定	1	1	1	24	5	1	5.適用規定	受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-4監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	誤記修正
1	1	1	24	0	1	1-1-1-24	1	1	1	25	0	1	1-1-1-25	部分使用	条文追加による番号の修正
1	1	1	25	0	1	1-1-1-25	1	1	1	26	0	1	1-1-1-26	施工管理	条文追加による番号の修正
1	1	1	26	0	1	1-1-1-26	1	1	1	27	0	1	1-1-1-27	履行報告	条文追加による番号の修正
1	1	1	27	0	1	1-1-1-27	1	1	1	28	0	1	1-1-1-28	週休二日の対応	条文追加による番号の修正
1	1	1	28	0	1	1-1-1-28	1	1	1	29	0	1	1-1-1-29	工事関係者に対する措置請求	条文追加による番号の修正
1	1	1	29	0	1	1-1-1-29	1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	工事中の安全確保	条文追加による番号の修正
1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	1	1	1	31	0	1	1-1-1-31	爆発及び火災の防止	条文追加による番号の修正
1	1	1	31	0	1	1-1-1-31	1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	後片付け	条文追加による番号の修正
1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	1	1	1	33	0	1	1-1-1-33	事故報告書	条文追加による番号の修正
1	1	1	33	0	1	1-1-1-33	1	1	1	34	0	1	1-1-1-34	環境対策	条文追加による番号の修正
1	1	1	33	6	3		1	1	1	34	6	3		受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和6年4月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。))を使用しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合

旧条文(令和6年版)										新条文(令和7年版)										改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行文				編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文				
1	1	1	34	0	1	1-1-1-34	文化財の保護				1	1	1	35	0	1	1-1-1-35	文化財の保護				条文追加による番号の修正
1	1	1	35	0	1	1-1-1-35	交通安全管理				1	1	1	36	0	1	1-1-1-36	交通安全管理				条文追加による番号の修正
1	1	1	35	5	1	5.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。				1	1	1	36	5	1	5.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。				実態を踏まえた規定の変更
1	1	1	35	14	1	14.通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和5年3月改正 政令第54号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。				1	1	1	36	14	1	14.通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和6年9月改正 政令第272号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年6月改正 法律第56号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	36	0	1	1-1-1-36	施設管理				1	1	1	37	0	1	1-1-1-37	施設管理				条文追加による番号の修正
1	1	1	37	0	1	1-1-1-37	諸法令の遵守				1	1	1	38	0	1	1-1-1-38	諸法令の遵守				条文追加による番号の修正
1	1	1	37	1	6	(4)	労働基準法(令和2年3月改正 法律第14号)				1	1	1	38	1	6	(4)	労働基準法(令和6年5月改正 法律第42号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	10	(8)	雇用保険法(令和4年3月改正 法律第12号)				1	1	1	38	1	10	(8)	雇用保険法(令和6年6月改正 法律第47号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	12	(10)	健康保険法(令和5年5月改正 法律第31号)				1	1	1	38	1	12	(10)	健康保険法(令和6年6月改正 法律第47号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	14	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)				1	1	1	38	1	14	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和6年5月改正 法律第26号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	15	(13)	出入国管理及び難民認定法(令和4年12月改正 法律第97号)				1	1	1	38	1	15	(13)	出入国管理及び難民認定法(令和5年12月改正 法律第84号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	16	(14)	道路法(令和3年3月改正 法律第9号)				1	1	1	38	1	16	(14)	道路法(令和5年5月改正 法律第34号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	17	(15)	道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)				1	1	1	38	1	17	(15)	道路交通法(令和5年6月改正 法律第56号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	19	(17)	道路運送車両法(令和4年3月改正 法律第4号)				1	1	1	38	1	19	(17)	道路運送車両法(令和5年6月改正 法律第63号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	21	(19)	地すべり等防止法(平成29年6月改正 法律第45号)				1	1	1	38	1	21	(19)	地すべり等防止法(令和5年5月改正 法律第34号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	22	(20)	河川法(令和3年5月改正 法律第31号)				1	1	1	38	1	22	(20)	河川法(令和5年5月改正 法律第34号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	23	(21)	海岸法(平成30年12月改正 法律第95号)				1	1	1	38	1	23	(21)	海岸法(令和5年5月改正 法律第34号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	26	(24)	漁港漁場整備法(平成30年12月改正 法律第95号)				1	1	1	38	1	26	(24)	漁港及び漁場の整備等に関する法律(令和5年5月改正 法律第34号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	28	(26)	航空法(令和4年6月改正 法律第62号)				1	1	1	38	1	28	(26)	航空法(令和5年6月改正 法律第63号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	31	(29)	森林法(令和2年6月改正 法律第41号)				1	1	1	38	1	31	(29)	森林法(令和5年6月改正 法律第63号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	41	(39)	砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)				1	1	1	38	1	41	(39)	砂利採取法(令和5年6月改正 法律第63号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	44	(42)	測量法(令和元年6月改正 法律第37号)				1	1	1	38	1	44	(42)	測量法(令和6年6月改正 法律第54号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	45	(43)	建築基準法(令和5年6月改正 法律第58号)				1	1	1	38	1	45	(43)	建築基準法(令和6年6月改正 法律第53号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	46	(44)	都市公園法(平成29年5月改正 法律第26号)				1	1	1	38	1	46	(44)	都市公園法(令和6年5月改正 法律第40号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	50	(48)	海上交通安全法(令和3年6月改正 法律第53号)				1	1	1	38	1	50	(48)	海上交通安全法(令和5年5月改正 法律第34号)				適用すべき諸基準類との整合

旧条文(令和6年版)										新条文(令和7年版)										改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行文				編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文				
1	1	1	37	1	53	(51)	船員法(令和3年6月改正 法律第75号)				1	1	1	38	1	53	(51)	船員法(令和6年5月改正 法律第42号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	54	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成30年6月改正 法律第59号)				1	1	1	38	1	54	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和5年5月改正 法律第24号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	58	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和3年5月改正 法律第37号)				1	1	1	38	1	58	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第54号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	65	(63)	厚生年金保険法(令和5年3月改正 法律第3号)				1	1	1	38	1	65	(63)	厚生年金保険法(令和6年6月改正 法律第47号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	70	(68)	所得税法(令和5年6月改正 法律第44号)				1	1	1	38	1	70	(68)	所得税法(令和6年5月改正 法律第26号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	72	(70)	船員保険法(令和5年5月改正 法律第31号)				1	1	1	38	1	72	(70)	船員保険法(令和6年6月改正 法律第47号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	73	(71)	著作権法(令和3年6月改正 法律第52号)				1	1	1	38	1	73	(71)	著作権法(令和6年6月改正 法律第55号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	74	(72)	電波法(令和4年12月改正 法律第93号)				1	1	1	38	1	74	(72)	電波法(令和5年12月改正 法律第87号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	76	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)				1	1	1	38	1	76	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和6年6月改正 法律第47号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	80	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和元年6月改正 法律第35号)				1	1	1	38	1	80	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第54号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	81	(79)	警備業法(令和元年6月改正 法律第37号)				1	1	1	38	1	81	(79)	警備業法(令和5年6月改正 法律第63号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	83	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和5年6月改正 法律第58号)				1	1	1	38	1	83	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第53号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	38	0	1	1-1-1-38	官公庁等への手続等				1	1	1	39	0	1	1-1-1-39	官公庁等への手続等				条文追加による番号の修正
1	1	1	39	0	1	1-1-1-39	施工時期及び施工時間の変更				1	1	1	40	0	1	1-1-1-40	施工時期及び施工時間の変更				条文追加による番号の修正
1	1	1	40	0	1	1-1-1-40	工事測量				1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	工事測量				条文追加による番号の修正
1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	不可抗力による損害				1	1	1	42	0	1	1-1-1-42	不可抗力による損害				条文追加による番号の修正
1	1	1	42	0	1	1-1-1-42	特許権等				1	1	1	43	0	1	1-1-1-43	特許権等				条文追加による番号の修正
1	1	1	42	3	1	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。				1	1	1	43	3	1	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和6年6月改正 法律第55号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	43	0	1	1-1-1-43	保険の付保及び事故の補償				1	1	1	44	0	1	1-1-1-44	保険の付保及び事故の補償				条文追加による番号の修正
1	1	1	44	0	1	1-1-1-44	臨機の措置				1	1	1	45	0	1	1-1-1-45	臨機の措置				条文追加による番号の修正
1	1	1	45	0	1	1-1-1-45	石綿使用の有無				1	1	1	46	0	1	1-1-1-46	石綿使用の有無				条文追加による番号の修正
1	2	3	1	4	1	4.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-19建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。				1	2	3	1	4	1	4.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。				誤記修正
1	2	3	1	6	1	6.施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。				1	2	3	1	6	1	6.施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。				誤記修正
1	2	4	1	8	1	8.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-19建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。				1	2	4	1	8	1	8.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。				誤記修正
1	2	4	1	10	1	10.施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。				1	2	4	1	10	1	10.施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。				誤記修正
1	2	4	4	10	1	10.路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-24施工管理第8項の規定による。				1	2	4	4	10	1	10.路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-26施工管理第8項の規定による。				誤記修正
1	3	3	2	1	2	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(令和4年6月改正 法律第68号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。				1	3	3	2	1	2	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(平成30年5月改正 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。				適用すべき諸基準類との整合
1	3	7	1	2	1	2.照査	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。				1	3	7	1	2	1	2.照査	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。				誤記修正

旧条文(令和6年版)							新条文(令和7年版)							改定理由	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文	
2	2	3	4	1	2	再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、表2-2-12の規格に適合するものとする。	2	2	3	4	1	2	再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-2-12、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-2-13とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。	実態を踏まえた規定の変更	
2	2	3	4	0	3	表2-2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	2	2	3	4	0	3	表2-2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質	諸基準類の改定にともなう	
2	2	3	4	0	4		2	2	3	4	0	4	表2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質	図表の追加	
2	2	3	5	2	1	2.石灰岩の石粉等の粒度範囲	2	2	3	5	2	1	2.石灰岩の石粉等の粒度範囲	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表2-2-14の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	3	5	2	2	表2-2-13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	2	2	3	5	2	2	表2-2-14 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	図表追加による番号の修正	
2	2	3	5	3	1	3.石灰岩以外の石粉の規定	2	2	3	5	3	1	3.石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-2-14の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	3	5	3	2	表2-2-14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定	2	2	3	5	3	2	表2-2-15 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定	図表追加による番号の修正	
2	2	3	6	1	1	1.瀝青材料の品質	2	2	3	6	1	1	1.瀝青材料の品質	瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	条文追加による番号の修正
2	2	3	6	1	2	表2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格	2	2	3	6	1	2	表2-2-16 舗装用石油アスファルトの規格	図表追加による番号の修正	
2	2	3	6	1	3	表2-2-16 石油アスファルト乳剤の規格	2	2	3	6	1	3	表2-2-17 石油アスファルト乳剤の規格	図表追加による番号の修正	
2	2	6	2	1	1	1.適用規格	2	2	6	2	1	1	1.適用規格	セメントは、表2-2-17の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	6	2	1	2	表2-2-17 セメントの種類	2	2	6	2	1	2	表2-2-18 セメントの種類	図表追加による番号の修正	
2	2	6	2	3	1	3.普通ポルトランドセメントの品質	2	2	6	2	3	1	3.普通ポルトランドセメントの品質	普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-18の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	6	2	3	2	表2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質	2	2	6	2	3	2	表2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質	図表追加による番号の修正	
2	2	8	1	1	1	1.適用規格	2	2	8	1	1	1	1.適用規格	舗装用石油アスファルトは、第2編2-2-3-6安定材の表2-2-15の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	2	1	2.ポリマー改質アスファルト	2	2	8	1	2	1	2.ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-2-19の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	2	2	なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-2-19に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	2	2	8	1	2	2	なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-2-20に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	図表追加による番号の修正	
2	2	8	1	2	3	表2-2-19 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	2	2	8	1	2	3	表2-2-20 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	図表追加による番号の修正	
2	2	8	1	3	1	3.セミブローンアスファルト	2	2	8	1	3	1	3.セミブローンアスファルト	セミブローンアスファルトは、表2-2-20の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	3	2	表2-2-20 セミブローンアスファルト(AC-100)の規格	2	2	8	1	3	2	表2-2-21 セミブローンアスファルト(AC-100)の規格	図表追加による番号の修正	
2	2	8	1	4	1	4.硬質アスファルトに用いるアスファルト	2	2	8	1	4	1	4.硬質アスファルトに用いるアスファルト	硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-21の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-2-23の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	4	2	表2-2-21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	2	2	8	1	4	2	表2-2-22 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	図表追加による番号の修正	
2	2	8	1	4	3	表2-2-22 硬質アスファルトの標準的性状	2	2	8	1	4	3	表2-2-23 硬質アスファルトの標準的性状	図表追加による番号の修正	
2	2	8	1	5	1	5.石油アスファルト乳剤	2	2	8	1	5	1	5.石油アスファルト乳剤	石油アスファルト乳剤は、表2-2-16、表2-2-23の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	5	2	表2-2-23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	2	2	8	1	5	2	表2-2-24 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	図表追加による番号の修正	
2	2	8	1	6	1	6.グースアスファルトに用いるアスファルト	2	2	8	1	6	1	6.グースアスファルトに用いるアスファルト	グースアスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-21に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	7	1	7.グースアスファルト	2	2	8	1	7	1	7.グースアスファルト	グースアスファルトは、表2-2-22に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	3	0	2	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正 政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正 政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-25、表2-2-26、表2-2-27の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正	
2	2	8	3	0	3	表2-2-24 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)	2	2	8	3	0	3	表2-2-25 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)	図表追加による番号の修正	
2	2	8	3	0	4	表2-2-25 再生用添加剤の品質(オイル系)	2	2	8	3	0	4	表2-2-26 再生用添加剤の品質(オイル系)	図表追加による番号の修正	
2	2	8	3	0	5	表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状	2	2	8	3	0	5	表2-2-27 再生用添加剤の標準的性状	図表追加による番号の修正	
2	2	12	1	0	24	標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。	2	2	12	1	0	24	標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-28、表2-2-29に示す規格以上のものとする。	条文削除による番号の修正	

旧条文(令和6年版)										新条文(令和7年版)										改定理由	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)	現行文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)	新条文				
2	2	12	1	0	26		なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を受けなければならない。			2	2	12	1	0	26		なお、受注者は、表2-2-28、表2-2-29に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を受けなければならない。			図形削除による番号の修正	
2	2	12	1	0	27		表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能			2	2	12	1	0	27		表2-2-28 封入レンズ型反射シートの反射性能			図表追加による番号の修正	
2	2	12	1	0	28		表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能			2	2	12	1	0	28		表2-2-29 カプセルレンズ型反射シートの反射性能			図表追加による番号の修正	
3	1	1	7	6	2		なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書(案)(建設省技調発第92号平成3年3月30日(一部改定 国官技第418号令和5年3月31日))の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。			3	1	1	7	6	2		なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書(案)(建設省技調発第92号平成3年3月30日(一部改定 国官技第873号令和6年3月))の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。			実態を踏まえた規定の変更	
3	2	2	0	0	15		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)			3	2	2	0	0	15		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)			適用すべき諸基準類との整合	
3	2	2	0	0	29		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)			3	2	2	0	0	29		日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)			適用すべき諸基準類との整合	
3	2	2	0	0	46		厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(平成21年4月)			3	2	2	0	0	46		厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(令和5年12月)			適用すべき諸基準類との整合	
3	2	3	14	2	4		なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定]](土木学会、2023年9月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			3	2	3	14	2	4		なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定]](土木学会、2023年9月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			誤記修正	
3	2	3	25	1	1	1.一般事項	受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図3-2-2に示さなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。			3	2	3	25	1	1	1.一般事項	受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板(JIS H 4000 A 5052 P)を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、線についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図3-2-2に示さなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。			実態を踏まえた規定の変更	
3	2	6	3	11	1	11.アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-2-21、表3-2-22の規格に適合するものとする。			3	2	6	3	11	1	11.アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグは第2編2-2-3-3 5.鉄構スラグの規格(路盤材用)の表2-2-10鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。			適用すべき諸基準類との整合	
3	2	6	3	11						3	2	6	3	11	2		また、アスファルトコンクリート再生骨材は第2編2-2-3-4アスファルト用再生骨材の表2-2-12針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表2-2-13圧裂係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。			条文の追加	
3	2	6	3	11	2		表3-2-21 鉄鋼スラグの品質規格			3	2	6	3	11	2					削除	
3	2	6	3	11	3		表3-2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質			3	2	6	3	11	3					削除	
3	2	6	3	15	1	15.適用規格(再生アスファルト(2))	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧(日本道路協会、平成22年11月)による。			3	2	6	3	15	1	15.適用規格(再生アスファルト(2))	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧(日本道路協会、令和6年3月)による。			適用すべき諸基準類との整合	
3	2	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-23、表3-2-24の規格に適合するものとする。			3	2	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-21、表3-2-22の規格に適合するものとする。			図形削除による番号の修正	
3	2	6	3	21	1	21.マーシャル安定度試験	表3-2-23、表3-2-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書に示さなければならない。			3	2	6	3	21	1	21.マーシャル安定度試験	表3-2-21、表3-2-22に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書に示さなければならない。			図形削除による番号の修正	
3	2	6	3	21	2		表3-2-23 マーシャル安定度試験基準値			3	2	6	3	21	2		表3-2-21 マーシャル安定度試験基準値			図形削除による番号の修正	
3	2	6	3	21	3		表3-2-24 アスファルト混合物の種類と粒度範囲			3	2	6	3	21	3		表3-2-22 アスファルト混合物の種類と粒度範囲			図形削除による番号の修正	
3	2	6	7	3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-25の規格による。			3	2	6	7	3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-23の規格による。			図形削除による番号の修正	
3	2	6	7	3	6		表3-2-25 安定処理路盤の品質規格			3	2	6	7	3	6		表3-2-23 安定処理路盤の品質規格			図形削除による番号の修正	
3	2	6	7	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-26に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。			3	2	6	7	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-24に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。			図形削除による番号の修正	
3	2	6	7	4	3		表3-2-26 マーシャル安定度試験基準値			3	2	6	7	4	3		表3-2-24 マーシャル安定度試験基準値			図形削除による番号の修正	
3	2	6	8	4	1	4.適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章 9-4-1半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章 10-3-7施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			3	2	6	8	4	1	4.適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章 9-4-1半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章 10-3-7施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-8施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			適用すべき諸基準類との整合	

旧条文(令和6年版)										新条文(令和7年版)										改定理由	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)	現行文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)	新条文				
3	2	6	9	2	1	2.適用規定(2)	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			3	2	6	9	2	1	2.適用規定(2)	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-8施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			適用すべき諸基準類との整合	
3	2	6	9	3	1	3.バインダ(アスファルト)の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-27の標準的性状を満足するものでなければならない。			3	2	6	9	3	1	3.バインダ(アスファルト)の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-25の標準的性状を満足するものでなければならない。			図形削除による番号の修正	
3	2	6	9	3	2		表3-2-27 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状			3	2	6	9	3	2		表3-2-25 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状			図形削除による番号の修正	
3	2	6	9	4	1	4.タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を使用することとし、表3-2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。			3	2	6	9	4	1	4.タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を使用することとし、表3-2-26の標準的性状を満足するものでなければならない。			図形削除による番号の修正	
3	2	6	9	4	2		表3-2-28 アスファルト乳剤の標準的性状			3	2	6	9	4	2		表3-2-26 アスファルト乳剤の標準的性状			図形削除による番号の修正	
3	2	6	9	5	1	5.ポーラスアスファルト混合物の配合	ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-2-29を標準とし、表3-2-30に示す目標値を満足するように決定する。			3	2	6	9	5	1	5.ポーラスアスファルト混合物の配合	ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-2-27を標準とし、表3-2-28に示す目標値を満足するように決定する。			図形削除による番号の修正	
3	2	6	9	5	3		表3-2-29 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲			3	2	6	9	5	3		表3-2-27 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲			図形削除による番号の修正	
3	2	6	9	5	4		表3-2-30 ポーラスアスファルト混合物の目標値			3	2	6	9	5	4		表3-2-28 ポーラスアスファルト混合物の目標値			図形削除による番号の修正	
3	2	6	9	8	1	8.施工工程	受注者は、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。			3	2	6	9	8	1	8.施工工程	受注者は、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。			誤記修正	
3	2	6	11	6	3	(2)	接着剤の規格は表3-2-31、表3-2-32を満足するものでなければならない。			3	2	6	11	6	3	(2)	接着剤の規格は表3-2-29、表3-2-30を満足するものでなければならない。			図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	6	4		表3-2-31 接着剤の規格鋼床版用			3	2	6	11	6	4		表3-2-29 接着剤の規格鋼床版用			図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	6	5		表3-2-32 接着剤の規格コンクリート床版用			3	2	6	11	6	5		表3-2-30 接着剤の規格コンクリート床版用			図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	8	2	(1)	骨材の標準粒度範囲は表3-2-33に適合するものとする。			3	2	6	11	8	2	(1)	骨材の標準粒度範囲は表3-2-31に適合するものとする。			図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	8	3		表3-2-33 骨材の標準粒度範囲			3	2	6	11	8	3		表3-2-31 骨材の標準粒度範囲			図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	8	4	(2)	標準アスファルト量の規格は表3-2-34に適合するものとする。			3	2	6	11	8	4	(2)	標準アスファルト量の規格は表3-2-32に適合するものとする。			図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	8	5		表3-2-34 標準アスファルト量			3	2	6	11	8	5		表3-2-32 標準アスファルト量			図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	9	2	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-2-35の基準値を満足するものでなければならない。			3	2	6	11	9	2	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-2-33の基準値を満足するものでなければならない。			図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	9	3		表3-2-35 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値			3	2	6	11	9	3		表3-2-33 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値			図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	11	2	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-2-36を満足するものとする。			3	2	6	11	11	2	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-2-34を満足するものとする。			図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	11	3		表3-2-36 アスファルトプラントにおける標準加熱温度			3	2	6	11	11	3		表3-2-34 アスファルトプラントにおける標準加熱温度			図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	13	5	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-2-37の規格を満足するものでなければならない。			3	2	6	11	13	5	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-2-35の規格を満足するものでなければならない。			図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	13	6		表3-2-37 目地材の規格			3	2	6	11	13	6		表3-2-35 目地材の規格			図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	3	4	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-38、表3-2-39の規格に適合するものとする。			3	2	6	12	3	4	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-36、表3-2-37の規格に適合するものとする。			図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	3	6		表3-2-38 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格			3	2	6	12	3	6		表3-2-36 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格			図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	3	7		表3-2-39 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格			3	2	6	12	3	7		表3-2-37 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格			図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-40に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。			3	2	6	12	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-38に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。			図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	4	3		表3-2-40 マーシャル安定度試験基準値			3	2	6	12	4	3		表3-2-38 マーシャル安定度試験基準値			図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	6	1	6.コンクリートの配合基準	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-2-41の規格に適合するものとする。			3	2	6	12	6	1	6.コンクリートの配合基準	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-2-39の規格に適合するものとする。			図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	6	2		表3-2-41 コンクリートの配合基準			3	2	6	12	6	2		表3-2-39 コンクリートの配合基準			図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	7	1	7.材料の質量計量誤差	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-2-42の許容誤差の範囲内とする。			3	2	6	12	7	1	7.材料の質量計量誤差	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-2-40許容誤差の範囲内とする。			図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	7	2		表3-2-42 計量誤差の許容値			3	2	6	12	7	2		表3-2-40 計量誤差の許容値			図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	9	3		受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定によるものとし、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。			3	2	6	12	9	3		受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定によるものとし、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。			誤記修正	

旧条文(令和6年版)										新条文(令和7年版)										改定理由						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章		節	条	項	項以下		
編章節条 (項目見出し)						現行文						編章節条 (項目見出し)						新条文								
3	2	6	12	12	7		なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。						3	2	6	12	12	7		なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。						誤記修正
3	2	6	12	13	3	(2)	転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-2-39、表3-2-40に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。						3	2	6	12	13	3	(2)	転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-2-36、表3-2-37に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。						図形削除による番号の修正
3	2	6	12	13	6		示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-2-43によるものとする。						3	2	6	12	13	6		示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-2-41によるものとする。						図形削除による番号の修正
3	2	6	12	13	7		表3-2-43 示方配合表						3	2	6	12	13	7		表3-2-41 示方配合表						図形削除による番号の修正
3	2	6	12	14	10	(9)	注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-2-44を標準とする。						3	2	6	12	14	10	(9)	注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-2-42を標準とする。						図形削除による番号の修正
3	2	6	12	14	11		表3-2-44 注入目地材(加熱施工式)の品質						3	2	6	12	14	11		表3-2-42 注入目地材(加熱施工式)の品質						図形削除による番号の修正
3	2	9	14	1	1		1.骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-19建設副産物の規定による。						3	2	9	14	1	1		1.骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-21建設副産物の規定による。						誤記修正
3	2	9	15	1	1		1.工事現場発生品の規定						3	2	9	15	1	1		1.工事現場発生品の規定						誤記修正
3	2	9	15	2	1		2.建設副産物の規定						3	2	9	15	2	1		2.建設副産物の規定						誤記修正
3	2	10	5	3	1		3.適用規定						3	2	10	5	3	1		3.適用規定						適用すべき諸基準類との整合
3	2	10	23	1	1		受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省、平成21年4月)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。						3	2	10	23	1	1		受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省、令和5年12月)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。						適用すべき諸基準類との整合
3	2	12	2	3	1		3.溶接材料						3	2	12	2	3	1		3.溶接材料						図形削除による番号の修正
3	2	12	2	3	2		表3-2-45 溶接材料区分						3	2	12	2	3	2		表3-2-43 溶接材料区分						図形削除による番号の修正
3	2	12	2	4	1		4.被覆アーク溶接棒						3	2	12	2	4	1		4.被覆アーク溶接棒						図形削除による番号の修正
3	2	12	2	4	2		表3-2-46 溶接棒乾燥の温度と時間						3	2	12	2	4	2		表3-2-44 溶接棒乾燥の温度と時間						図形削除による番号の修正
3	2	12	2	5	1		5.サブマージアーク溶接に用いるフラックス						3	2	12	2	5	1		5.サブマージアーク溶接に用いるフラックス						図形削除による番号の修正
3	2	12	2	5	2		表3-2-47 フラックスの乾燥の温度と時間						3	2	12	2	5	2		表3-2-45 フラックスの乾燥の温度と時間						図形削除による番号の修正
3	2	12	2	7	5	(4)	受注者は、多液型塗料の可使用時間は、表3-2-48の基準を遵守しなければならない。						3	2	12	2	7	5	(4)	受注者は、多液型塗料の可使用時間は、表3-2-46の基準を遵守しなければならない。						図形削除による番号の修正
3	2	12	2	7	6		表3-2-48 多液型塗料の可使用時間						3	2	12	2	7	6		表3-2-46 多液型塗料の可使用時間						図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	22		ただし、JIS Z 2242(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。						3	2	12	3	1	22		ただし、JIS Z 2242(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-47に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。						図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	23		表3-2-49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容						3	2	12	3	1	23		表3-2-47 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容						図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	75		受注者は、銅種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-51の条件を満たす場合に限り、表3-2-50により予熱することを標準とする。						3	2	12	3	1	75		受注者は、銅種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-49の条件を満たす場合に限り、表3-2-48により予熱することを標準とする。						図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	76		なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-52とする。						3	2	12	3	1	76		なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-50とする。						図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	77		表3-2-50 予熱温度の標準						3	2	12	3	1	77		表3-2-48 予熱温度の標準						図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	78		表3-2-51 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件						3	2	12	3	1	78		表3-2-49 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件						図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	79		表3-2-52 PCM値と予熱温度の標準						3	2	12	3	1	79		表3-2-50 PCM値と予熱温度の標準						図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	95	①	受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-2-53に示す1グループごとに1継手の抜き取り検査を行わなければならない。						3	2	12	3	1	95	①	受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-2-51に示す1グループごとに1継手の抜き取り検査を行わなければならない。						図形削除による番号の修正

旧条文(令和6年版)										新条文(令和7年版)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	現行文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新条文			
3	2	12	3	1	97		表3-2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率			3	2	12	3	1	97		表3-2-51 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率			図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	98	②	受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表3-2-54に示す非破壊試験に従い行わなければならない。			3	2	12	3	1	98	②	受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表3-2-52に示す非破壊試験に従い行わなければならない。			図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	100		表3-2-54 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率			3	2	12	3	1	100		表3-2-52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率			図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	127		補修方法は、表3-2-55に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。			3	2	12	3	1	127		補修方法は、表3-2-53に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。			図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	129		表3-2-55 欠陥の補修方法			3	2	12	3	1	129		表3-2-53 欠陥の補修方法			図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	131		受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-56によるものとする。			3	2	12	3	1	131		受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-54によるものとする。			図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	132		表3-2-56 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法			3	2	12	3	1	132		表3-2-54 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法			図形削除による番号の修正
3	2	12	3	2	2	(1)	ボルト孔の径は、表3-2-57に示すとおりとする。			3	2	12	3	2	2	(1)	ボルト孔の径は、表3-2-55に示すとおりとする。			図形削除による番号の修正
3	2	12	3	2	3		表3-2-57 ボルト孔の径			3	2	12	3	2	3		表3-2-55 ボルト孔の径			図形削除による番号の修正
3	2	12	3	2	11	(2)	ボルト孔の径の許容差は、表3-2-58に示すとおりとする。			3	2	12	3	2	11	(2)	ボルト孔の径の許容差は、表3-2-56に示すとおりとする。			図形削除による番号の修正
3	2	12	3	2	13		表3-2-58 ボルト孔の径の許容差			3	2	12	3	2	13		表3-2-56 ボルト孔の径の許容差			図形削除による番号の修正
3	2	12	3	2	16	②	受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-2-59のとおりにしなければならない。			3	2	12	3	2	16	②	受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-2-57のとおりにしなければならない。			図形削除による番号の修正
3	2	12	3	2	17		表3-2-59 ボルト孔の貫通率及び停止率			3	2	12	3	2	17		表3-2-57 ボルト孔の貫通率及び停止率			図形削除による番号の修正
3	2	12	8	2	1		2.アンカーボルトのねじの種類ピッチ及び精度			3	2	12	8	2	1		2.アンカーボルトのねじの種類ピッチ及び精度			図形削除による番号の修正
3	2	12	8	2	2		表3-2-60 ねじの種類、ピッチ及び精度			3	2	12	8	2	2		表3-2-58 ねじの種類、ピッチ及び精度			図形削除による番号の修正
3	2	12	11	3	1		3.気温湿度の条件			3	2	12	11	3	1		3.気温湿度の条件			図形削除による番号の修正
3	2	12	11	3	2		表3-2-61 塗装禁止条件			3	2	12	11	3	2		表3-2-59 塗装禁止条件			図形削除による番号の修正
3	2	18	2	1	16	(11)	受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-28後片付け)を行わなければならない。			3	2	18	2	1	16	(11)	受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-32後片付け)を行わなければならない。			諸基準類の追加
6	1	2	0	1	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)			6	1	2	0	1	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)			適用すべき諸基準類との整合
6	2	4	3	1	2		受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。			6	2	4	3	1	2		受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。			誤記修正
6	3	2	0	2	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)			6	3	2	0	2	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)			適用すべき諸基準類との整合
6	3	2	0	2	5		国土交通省 河川砂防技術基準(令和5年10月)			6	3	2	0	2	5		国土交通省 河川砂防技術基準(令和6年5月)			適用すべき諸基準類との整合
6	3	2	0	5	7		国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和5年3月)			6	3	2	0	5	7		国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和6年3月)			諸基準類の改定にともなう
6	4	2	0	0	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)			6	4	2	0	0	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)			適用すべき諸基準類との整合
6	4	3	8	1	2		受注者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)にしなければならない。			6	4	3	8	1	2		橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。			適用すべき諸基準類との整合
6	5	1	0	5	1	5.適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和5年3月)の規定による。			6	5	1	0	5	1	5.適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和6年3月)の規定による。			諸基準類の改定にともなう
6	5	2	0	5	6		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)			6	5	2	0	5	6		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)			適用すべき諸基準類との整合
6	6	2	0	0	5		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)			6	6	2	0	0	5		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)			適用すべき諸基準類との整合
6	7	2	0	4	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)			6	7	2	0	4	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)			適用すべき諸基準類との整合
8	3	4	6	1	1	1.PC法枠工の施工	受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-4施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。			8	3	4	6	1	1	1.PC法枠工の施工	受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-6施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。			誤記修正

旧条文(令和6年版)										新条文(令和7年版)										改定理由	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)	現行文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)	新条文				
8	3	9	1	2	1	2.施工計画書	受注者は、杭の施工については第1編1-1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。			8	3	9	1	2	1	2.施工計画書	受注者は、杭の施工については第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。			誤記修正	
9	2	3	2	0	5		ただし、第9編9-2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。			9	2	3	2	0	5		ただし、第9編9-2-3-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。			誤記修正	
10	1	2	0	0	12		全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻(平成12年9月)			10	1	2								削除	
10	1	7	1	2	1	2.適用規定	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工―擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計第2巻 解説書 4. 3施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			10	1	7	1	2	1	2.適用規定	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工―擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			一部削除	
10	2	2	0	0	7		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)			10	2	2	0	0	7		日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)			適用すべき諸基準類との整合	
10	4	3	11	0	2		橋歴板は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120(鋼及び銅合金鋳物)の規定による。			10	4	3	11	0	2		橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。			適用すべき諸基準類との整合	
10	5	3	7	0	2		橋歴板は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120(鋼及び銅合金鋳物)の規定による。			10	5	3	7	0	2		橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。			適用すべき諸基準類との整合	
10	5	5	1	7	1	7.検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。			10	5	5	1	6	1	6.検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。			誤記修正	
10	5	5	1	8	1	8.架設に用いる仮設備及び架設用機材	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。			10	5	5	1	7	1	7.架設に用いる仮設備及び架設用機材	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。			誤記修正	
10	6	2	0	0	21		厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン(平成30年1月)			10	6	2	0	0	21		厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン(令和6年3月)			諸基準類の改定にともなう	
10	6	6	4	5	1	5.適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-24施工管理第8項の規定による。			10	6	6	4	5	1	5.適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-26施工管理第8項の規定による。			誤記修正	
10	6	8	6	2	1	2.標示板の材質	受注者は、標示板の材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とし、両坑口に図10-6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。			10	6	8	6	2	1	2.標示板の材質	標示板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。なお、両坑口に図10-6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。			適用すべき諸基準類との整合	
10	7	6	5	2	1	2.銘板の材質	銘板の材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とする。			10	7	6	5	2	1	2.銘板の材質	銘板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。			適用すべき諸基準類との整合	
10	8	7	5	2	1	2.銘板の材質	銘板の材質は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とする。			10	8	7	5	2	1	2.銘板の材質	銘板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。			適用すべき諸基準類との整合	
10	14	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-42臨機の措置の規定に基づき措置しなければならない。			10	14	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-45臨機の措置の規定に基づき措置しなければならない。			誤記修正	
10	14	2	0	0	5		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)			10	14	2	0	0	5		日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)			適用すべき諸基準類との整合	
10	14	4	7	1	12		受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「G021砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。			10	14	4	7	1	12		受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。			誤記修正	
10	14	4	7	2	9	①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-23マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。			10	14	4	7	2	9	①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-21マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。			図形削除による番号の修正	
10	14	4	7	2	12		受注者は、リベープ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-23マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。リベープ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。			10	14	4	7	2	12		受注者は、リベープ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-21マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。リベープ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。			図形削除による番号の修正	

旧条文(令和6年版)							新条文(令和7年版)							改定理由		
編	章	節	条	項	項 以下	編章節条 (項目見出し)	現行文	編	章	節	条	項	項 以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	
10	15	3	1	2	2		なお、第1編1-1-1-4施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。	10	15	3	1	2	2		なお、第1編1-1-1-6施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。	誤記修正
10	16	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-42臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	10	16	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-45臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	誤記修正
10	16	2	0	0	7		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)	10	16	2	0	0	7		日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)	適用すべき諸基準類との整合
10	16	24	4	27	1	27.騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-31環境対策の規定によらなければならない。	10	16	24	4	27	1	27.騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-34環境対策の規定によらなければならない。	誤記修正
10	16	24	5	6	1	6.騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-31環境対策の規定による。	10	16	24	5	6	1	6.騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-34環境対策の規定による。	誤記修正